

平成30年9月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成30年9月7日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		一般質問	
第 3	報告第 5号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	報 告
第 4	認 第 2号	平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	生活環境付託 (一 括)
第 5	議案第51号	平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第 6	議案第52号	平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第 7	議案第46号	公平委員会委員の選任の同意について	即 決
第 8	議案第47号	大竹市税条例等の一部改正について	生活環境付託
第 9	議案第48号	大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第10	議案第49号	大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正について	
第11	議案第50号	宮島競艇施行組合規約の変更について	総務文教付託
第12	議案第53号	平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	総務文教付託 (一 括)
第13	議案第54号	平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
第14	平成30年陳情第3号	「生涯現役社会を実現する」シルバー人材センターの決意と支援の陳情	生活環境付託
第15	平成30年請願第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	総務文教付託
第16	平成30年請願第2号	少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第5号（報告）
- 日程第 4 認第2号から日程第6 議案第52号（説明・付託）
- 日程第 7 議案第46号（説明・表決）

- 日程第 8 議案第 47 号 (説明・付託)
- 日程第 9 議案第 48 号から日程第 10 議案第 49 号 (説明・付託)
- 日程第 11 議案第 50 号 (説明・付託)
- 日程第 12 議案第 53 号から日程第 13 議案第 54 号 (説明・付託)
- 日程第 14 平成 30 年陳情第 3 号 (付託)
- 日程第 15 平成 30 年請願第 1 号 (付託)
- 日程第 16 平成 30 年請願第 2 号 (付託)

○出席議員 (15 人)

1 番	児 玉 朋 也	2 番	小田上 尚 典
3 番	末 広 和 基	4 番	賀 屋 幸 治
5 番	北 地 範 久	6 番	西 村 一 啓
7 番	和 田 芳 弘	8 番	大 井 涉
9 番	網 谷 芳 孝	10 番	藤 井 馨
11 番	山 崎 年 一	12 番	細 川 雅 子
13 番	寺 岡 公 章	14 番	田 中 実 穂
15 番	山 本 孝 三		

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入 山 欣 郎
副 市	長	太 田 勲 男
教 育	長	大 石 泰
総 務 部	長	吉 岡 和 範
市 民 生 活 部	長	香 川 晶 則
健康福祉部長兼福祉事務所長		米 中 和 成
建 設 部	長	坪 浦 伸 泰
上 下 水 道 局	長	高 津 浩 二
消 防	長	橋 村 哲 也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		中 村 一 誠
総 務 課 危 機 管 理 監		吉 村 隆 宏
企 画 財 政 課 長		三 原 尚 美
監 理 課 長		豊 原 学
土 木 課 長		古 賀 正 則
上下水道局業務課長		北 林 繁 喜
上下水道局工務課長		中 司 和 彦
総 務 学 事 課 長		真 鍋 和 聰
生 涯 学 習 課 長		柿 本 剛
監 査 委 員		薬師寺 基 夫
監 査 事 務 局 長		田 中 宏 幸

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

中 曾 一 夫
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において13番、寺岡公章議員、14番、田中実穂議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第2、一般質問を行います。

9月6日の一般質問を継続いたします。

12番、細川雅子議員。

[12番 細川雅子議員 登壇]

○12番（細川雅子） 12番、大竹新公会の細川雅子でございます。どうぞよろしくお願いたします。

北海道で、きのうの未明に起きた大地震で亡くなられた方々及び被災された皆様に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。大自然の力の前に我々人間の非力さを思い知らされる思いでございますが、きのう、きょうと災害関連の一般質問が続いております。執行部におかれましては、7月水害対策の総括をしっかりと、災害に強いまちを市民とともにつくっていただきたいとお願いいたします。

質問に入ります。このたびの質問は、第6次大竹市総合計画についての考え方と市長の政治姿勢である市民を大切にの具体的な方法として、市民のお声を聞くことと行政の情報開示のあり方についてお尋ねいたします。

わがまちプラン第5次大竹市総合計画は、平成23年から平成32年の10年間を計画期間として策定されました。最終年度まであと2年半余り、そろそろ次の計画が視野に入る時期です。総合計画の策定は、昭和44年の地方自治法改正により、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならぬと定められました。

本市が初めての総合計画、基本構想を策定したのが昭和50年で、現在は第5次大竹市総合計画を定めて行政運営をしております。しかし、地方自治法の義務規定は、平成23年施行の地方自治法の一部を改正する法律において削除され、総合計画の策定は地方自治体の判断に委ねられることになりました。現在では、条例を根拠として、総合計画、基本構想、基本計画を策定している市もふえておりますが、本市はそのような条例を持ちません。総合計画に対しては、批判的な御意見を聞くこともあります。その1つが、総合計画は総花的であり、施策や事業の優先順位が明確でない、毎年の予算の反映など財源の裏づけがないということです。

さらに、市長の任期は4年間なのに、それ以上の長期にわたる総合計画をつくるのが次の市長の政策の自由度を奪うのではないかといった疑問の声、また最近の計画行政では、都市計画マスタープランを初め、まち・ひと・しごと創生総合戦略初め、個別計画としての福祉計画、子ども・子育て関連の計画、道路や橋梁の長寿命化計画など、さまざまな計画を立てて運営することが半ば義務づけられていて、わざわざ総合計画をつくらなくても個別計画を横につなげることで事足りるのではないかとも思われます。

市長は、次の総合計画を策定するのかしないのか、どのようにお考えでしょうか。いずれにしろ今後の行政運営において、どのような手法とプロセスで今後の計画行政を進められるおつもりか、お尋ねいたします。

次に、市長が1期目から変わらず政治姿勢としている市民を大切にについてお尋ねいたします。

私は、市長の言われる市民を大切にの意味は、市民を一時的なサービスの受け手として、親が子を守るように大切にすることではなくて、一緒にまちづくりをするパートナーとして、市民を尊重するという意味だと思っております。

きのうの一般質問において同僚議員から、災害時であれ、まちづくりであれ、市行政だけや市民だけ、片方だけの頑張りに偏ってはうまくいかないとの議論がございました。情報の発信者と受信者の関係性について考えさせられる一般質問でした。一方が頑張っただけで情報発信をしたつもりでも、受信する側と周波数が合わなければ情報は届きません。市と市民のどちらが発信者、受信者でも同じことが起きるでしょう。

2つ目の質問では、当たり前なのに意外とできていない情報の送受信について触れさせていただきます。

最初に、市民の声を聞く仕組みについてお尋ねいたします。

民主主義の制度で主権者である国民には、官公署に請願をする権利があります。これは憲法16条に明確に書かれておりますし、請願法という法律にも請願は文書で出すこと、請願を受理したら誠実に処理しなければならないと明記されております。当たり前のことですが、市民が請願を出す相手は議会だけではないのです。最近では、教育委員会でも会議規則などで請願の取扱規定を定めている市町もふえているようです。そこのところをまず確認させていただいてから、きょうは用意させていただいた資料を見ながら質問を進めます。

資料の市町のホームページより抜粋の一番左側をごらんください。

市へのメールや提言は、市のホームページのトップページである「ご利用ください」のコーナーから入ってメールを送る仕組みになっております。そして、市への問い合わせや提言は、メールでなくても電話や手紙でも受け付けていただけますが、いつでもどこでも手軽に送れるという点では、インターネットのメールという方法は他の方法よりもすぐれています。

資料の一番上の表は、平成19年度から平成29年度のメールで寄せられた数の集計です。この10年間を見ると、市政への提言と市へのメールの数を合わせますと、大体100件から160件程度の間で推移しております。スマートフォンなどの普及がふえているのにこの数

字はいかがなものかとは思いますが、毎年一定数のメールがあるということは、定着しているとも考えられます。この数字の分析については、別の機会に譲りたいと思います。

次に、市民からの問い合わせの窓口について、他市と比較してみました。資料では、廿日市市と呉市を紹介いたしました。どちらもトップページです。2つの市と比べて、どのような印象を持たれるでしょうか。大竹市の「ご利用ください」という表現と、廿日市、呉市の「声を聞かせてください」、この表現だけでも受ける印象は随分違います。

次に、いただいた意見のその後ですが、他市では、10日とか14日程度で返信することを明記しております。一番下に横浜市の例を紹介しましたが、横浜市はいただいた意見を公表しています。廿日市市、呉市は、「よくある質問」として紹介しているようです。こうすることで、市にとっては同じような質問が繰り返し来ることを避けることができます。また、似たような意見が多いときは、まとまった政策提言として施策に反映しやすくなるでしょう。市民の声の取扱規程について全庁的に整理して、市民の声の見える化に取り組んでいただきたいと思います。

教育委員会について、少し触れさせていただきます。

先ほど、請願の取扱規程を定めている市もふえてると紹介させていただきました。県内では呉市、竹原市、廿日市市、江田島市などがつくっているようです。現在、教育委員会に対して、請願の取扱規程を設けていただきたいという趣旨の要望も出ていと聞きました。規程をつくらない理由は思い当たらないのですが、どのようにお考えでしょうか。

次に、情報の開示について触れます。

市民参加による公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的につくられた本市の情報公開条例を参考に話を進めます。

情報の開示が定められている行政機関はどこでしょうか。情報公開条例第2条で公開の対象となる実施機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会、公営企業管理者、消防庁、議会、土地開発公社となっております。同じく条例第3条では、実施機関の責務として、原則公開の理念に基づく運用が定められております。この理念に基づいて、行政機関は会議の議事録や作成した計画などを市役所の情報公開コーナーとか市のホームページにおいて開示をしております。ですが、文書の出し方が機関によってさまざまわかりにくいのです。よく言えば個性豊かです。それぞれの機関によって事情はありまじょうが、もう少し利用する側の立場で使いやすくできないでしょうか。3点ほど指摘させていただきます。

1点目は、会議などの日程のお知らせについてです。

開催日や議案などは、市民が容易に見られるような方法でお知らせしていただきたいです。市議会では、議会の開催日、日程など、事前にホームページや市議会だよりを使ってお知らせをしております。教育委員会ほか行政委員会ではどのようにお知らせしているのでしょうか。

2点目、議事録の作成についてです。

議事録の作成について規程を設けている行政委員会もあるようですが、開示されている議事録を読ませていただくと様式はさまざまです。議事録は発言者名入りで、原則全文を

掲載していただきたいです。

3点目、議事録の開示場所についてです。

市役所2階に情報公開コーナーがありますが、行政委員会の議事録関係で見つけられたのは教育委員会だけでした。また、市のホームページからは、農業委員会の議事録にしかたどり着くことができませんでした。行政委員会それぞれのお考えはあるでしょうが、同じ大竹市の行政委員会なのに、この違いはいかがなものかと思えます。情報を求めるほうの立場に立って整理していただけないでしょうか。開示方法を標準化すると職員にとっても仕事がしやすくなると思えます。市長、教育長はどのようにお考えでしょうか。

以上、第6次大竹市総合計画策定についての考え方と市民を大切にの政治姿勢のあらわれとしての情報の開示と市民の思いを受けとめる体制づくりについて、壇上での質問は以上といたします。よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議員がおっしゃられますように、第5次大竹市総合計画の終期が近づいてまいりました。平成20年度に策定に着手いたしましたので、改めて時の流れの早さを感じております。この職につかせていただきまして初めて策定する総合計画でありましたので、多くの市民、議員の皆様方にかかわっていただき、皆さんで策定した計画でございました。私自身にとりましても、ひときわ思い入れの強い計画でございます。わがまちプランという愛称も大変気に入っております。次期総合計画につきましても多くの皆様方が将来に希望や明るい未来を描けるものとなるように工夫しながら、皆さんのお力をいただきながら取り組んでまいりたいと思っております。御質問いただきまして、ありがとうございます。

それでは、細川議員の御質問にお答えいたします。なお、広聴対応と情報開示についての教育委員会に関する内容は、後ほど教育長が答弁いたします。

まず、1点目の第6次大竹市総合計画についての御質問にお答えいたします。

第5次大竹市総合計画わがまちプランは、まちづくりの基本的な理念や目標、方針などを定める基本構想、その具体的な施策を示す基本計画、さらにその具体的な事業を示す実施計画の3層の計画で構成されています。

わがまちプラン策定時には、基本構想は市町村に策定が義務づけられていました。しかし、地方自治法の改正により、現在は基本構想の策定についての規定はなくなっています。このため、次期総合計画につきましても、基本構想の策定の是非だけでなく、計画のあり方をどのようにするかということから、市で独自に検討し、判断することが必要となりました。策定義務がなくなったとはいえ、これまで本市の将来像を明確にし、まちづくりの指針として、また、行政運営の指針として、総合計画を活用してまいりました。中・長期的な展望に立ち、計画的・効率的な行政運営を行うためには、全ての計画の最上位計画となるものが必要と考えております。なお、わがまちプランと同じ目的を持ち、後期基本計画と並行して作業を進めました大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、わがまちプランよりも1年早い平成31年度までの計画でございます。総合計画と総合戦略は密接に連動

していますが、北地議員にお答えしたように、総合戦略は毎年度、見直しをしながら改定を行う計画です。このことを想定し、次期総合計画と総合戦略をどうすみ分け、連動させていくのかも考える必要があると思っております。

次期総合計画の策定に当たっては、わがまちプランと同様に、大竹市のことを大切に思ってくださいしている方の思いを結集したいと考えております。具体的な手法はこれからになりますが、市民の皆様の意識調査や市民提言の募集、ワークショップなどにより、多くの方々に大竹市の将来像を描いていただき、その意見を参考にし、反映した計画となるよう努めてまいりたいと思います。

本年12月定例会には、策定の方針案の説明と補正予算の提案をしたいと考えています。その後は、庁内組織として策定本部を設置し、全職員の総力を結集して策定作業を進める予定でございます。まずは、わがまちプランの評価から入り、継続すべきものはつなぎ、見直すべきものは見直しながら、議員の皆様、市民の皆様とともに次期総合計画をつくり上げていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

続いて、2点目の広聴対応と情報開示についての御質問にお答えいたします。

市政に対する御意見やお問い合わせについては、来庁や電話、文書によるもののほか、市ホームページにあるメールによるお問い合わせと市政への提言により受け付けています。メールによるお問い合わせでは、ホームページから入力し、送信していただくことで簡単に問い合わせができるようになっております。受信したメールは、担当課で確認をし、回答などの対応をしているところでございます。内容によっては、私も読ませていただいております。

もう一つの市政への提言では、電子申請システムを利用したの手続となっております。メールによるお問い合わせと異なり、お手数をおかけするものとなっておりますが、お寄せいただいた御意見は直接私が読ませていただき、担当課から回答させていただいております。いずれも回答に時間を要する場合もございますので、特に回答期限はお示ししておりませんが、お受けしてから2週間をめぐり回答するように努めております。

次に、情報開示についてでございます。

市が保有する行政文書は、個人情報などの不開示情報は除き、原則公開としております。市の施策や事業の概要など、市民の皆様によくお知らせしたい情報は、大竹市情報公開条例の開示請求によることなく見ていただけるよう、情報開示コーナーを設置しているところでございます。

また、予算書や決算書とその資料、主要な計画については、その作成過程も含めてホームページに掲載するなど情報開示に努めているところでございます。ホームページはスマートフォンにも対応しており、より市民の皆様身近になっておりますので、さまざまな情報をホームページに掲載することは、情報の開示を進める1つの手段だと考えています。

ただ、ホームページへの掲載は各課で作業しており、統一性のないところが課題であると思っております。メールによるお問い合わせ方法や情報開示のあり方について、改善等の御要望があれば対応を検討してまいりたいと思っております。

以上で、細川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） おはようございます。それでは、教育委員会における広聴対応と情報開示についてお答えをいたします。

地域の実情に応じた教育を推進していく上において、市民の皆様から教育についての御意見やお問い合わせをいただくことは、非常に大切であると考えております。現在、御意見やお問い合わせは、市長部局と同様、来庁、電話、文書、市ホームページからいただいております。今後は教育委員会のページから市政への提言のページへつながるようにするなど、御意見をいただきやすくする工夫をまいります。

また、これまでも請願や要請・要望など幾つか文書でいただいておりますが、法規に基づいた教育の推進や教育の中立性の観点から適切に対応させていただいているところです。

なお、請願などの取り扱いについては、これまで規程などを設けていませんでしたので、関係機関、他市町との連携・調整を踏まえて、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、情報開示につきましては、効果的な教育行政の推進を図り、市民の皆様への説明責任を果たすという観点からも極めて大事なものと認識しております。

教育委員会の会議につきましては、これまでも日程等につきましては、ホームページで示しており、また決議事項や審議内容などについては議事録を作成し、情報公開コーナーで公開しているところです。さらなる透明性を図るためにも議事録のホームページへの掲載は有効であると考えますので、実現できるように努めてまいります。

これからも、市民の皆様の声を広くお聴きするとともに、適切に情報を開示することによって、大竹市の教育をさらに充実させてまいります。

以上で、細川議員への答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 御答弁ありがとうございます。このたび、私の質問は2つありましたが、一問一答形式でまず第6次大竹市総合計画についてから、2度目の質問をさせていただきます。

市長の御答弁では、次期総合計画をつくるという前提での御答弁だったと思います。ですが、私は今のような10年単位の総合計画が必要かと問われると、なかなか返事が難しいものを持っています。長期計画としては都市計画マスタープランがあり、また、きのうの同僚の一般質問の中で、山間地にも振興計画があるというのを知りました。それぞれの個別計画もある中で、総合的な計画がいかほど必要かとの疑問は今のところ拭えておりません。とはいえ、一方で他の計画はほとんど行政主導でつくられている中、御答弁で市長もおっしゃったように、総合計画というのは策定までに時間をかけて市民の思いが結集したものの、わがまちプランとすることができます。総合計画策定までの道のりが、市長の目指す市民主体のまちづくりのまさに実践の場となることを期待しております。

12月にまた議会に対して提案いただけるということではございましたが、総合計画をつくる根拠についてやろうっていうのを今から精査すると思うんですけども、大竹市とし

てつくる根拠をしっかりと条例化されたらいかがと思っております。というのは、条例化しておかないと、入山市長限りで終わる可能性もございます。市長の4期目の仕事として将来につながるように、大竹市の将来のことを考える総合計画というのをつくりましょうといった根拠条例をしっかりと策定していただきたいと思っておりますが、その辺について市長の考えを聞かせてください。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 自分が選ばれる立場で、次に選ばれる方のいろんな思い、御意見があるろうかと思えます。私のときに条例までつくって、国でもって決めてないことまで規制してしまうこと、そのことがどうなのかなという思いはございます。でも、自分の思いは、幅広く市民の皆さん方の総意をもって将来の大竹の夢を実現する、その総合的な計画については、ぜひ皆さんのお力、特に議員の皆様御意見をいただきながらつくり上げていきたいという思いは持っております。そのことについては、今から検討をさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 前向きに受けとめていただいてありがとうございます。

第5次大竹市総合計画においては、市長は議会に議決を求めるという形でされましたけれども、条例についての議決ということではなくて、総合計画をつくるという条例をぜひ提案していただきたいと思えます。

ただいま議会では議会基本条例の策定中でございますが、その中で地方自治法96条の2項にかかわる、議会の議決事項にかかわることも盛り込んでおります。そこでいずれ議論の俎上に上がる可能性もございますので、しっかり市長としても御提案いただければうれしく思いますので、お願いいたします。

さて、先ほど第6次大竹市総合計画、御自身にとって2度目の取り組みとおっしゃっておられました。第5次のときに市民委員会の方に御協力いただいたりとか、さまざまな市民の力を結集する方法をとられたとは思いますが、今の時点で、次にはもっとこういった新しいやり方をやってみたいといった思いはございますでしょうか。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 市民の皆さんの御意見をいただく難しさをこの12年間、しみじみと感じております。

職員は就職してからずっと、この大竹市行政に携わって一生懸命考えます。でも市民の皆様方はそのことではなくて、生活をされることがまず第一義でいろんなことを考えられます。そういう意味で、幅広く市民の皆さん方の思われる夢をどうやって抽出して御意見をいただくか、それ、ずっと私のテーマ、悩みでございます。それを少し時間をいただいて考えてくださいということをお願いをしながら、いろんなお立場の幅広い方々から御意見をいただく中で総意を結集したいという思いを今持っておりますが、具体的にどのようなやり方をするかについては、また皆さん、それから職員とも相談しながらやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 市民の声を聞く難しさを体験してこられた、1期目からの市長としての経験だとは思いますが。

私は、1期目のときにわがまちプラン作成にかかわってくださった市民の皆様は、やっぱり市の財産だと思います。自分がかかわったものについては、多分ずっと思いを持っておられると思いますので、その皆さんのお力はぜひおかりすべきかと思えます。

もう一つ、これはきょう、せつかくですので提案させていただきますが、近ごろ新たな市民参画の制度として、無作為抽出による市民参加の制度を取り入れて実践している市がふえていると聞いております。実際に成果も上がっているというふうに聞いております。先ほど、幅広い方々の意見をという思いがあるようでした。どうしても公募とか各種団体だけになりますと、それ以外の方たちの意見をどうやってくみ取っていくのかというのはなかなか難しいところがありますので、ぜひ検討していただきたいなと思えますので、どうぞよろしくをお願いします。

次の質問にまいります。

2点目でございます。まず、メールによる問い合わせについてですが、市政への提言について、あんまり課題は感じておられないような御答弁でございました。これは市政への提言と市長へのメールですか、2つあるんですけれども、さっき市政への提言は電子システムを利用しているというふうな御答弁でした。これ、私もやってみたんですけど、結構手間がかかります。提言を書いて送信するまでには何と10回ぐらい、次のページに行かないとできません。これを乗り越えて政策提言されている方には頭が下がります。このところは簡単に改善できないんでしょうか。御答弁できる方がいたら教えてください。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） まず、課題を感じていないというよりは、どうしたものかなと思っているというのが実態でございます。今、御指摘がありましたように、メールとこの電子システムを使う方法っていうのは随分と手間が違いますので、実際中身を見てもみると、議員が今回資料で出されたのと明らかに数が違うというのは、これはもう手間の数にあらわれているんだろうと思えます。中身につきましては、提言で来たものの中にもただの苦情であったりとか、逆にメールでいただいたものにも提言があったりということになっております。今のシステムを使う限り手間を除くということは難しいので、この2つについて少し整理をさせていただいて、やり方というものを考えてみたいと思えます。提言というのはこういうものですよ、メールはこういうものですよというのをきちんと分けて、手間をとるなら手間をとるなりに、こういう手間をとるんだから、もっと貴重な御意見をいただく場というか、いただくもののレベルを分けて考えて、とにかく整理をしてみたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 整理の必要性を受けとめていただいたことは大変うれしく思います。ぜひ改善していただきたいんですけど、廿日市方式が結構簡単かなと思えます。廿日市のほうは、問い合わせ、意見、送信ホームから入りますと、そこから分かれるんですよ。ほんとの問い合わせなのか、これは意見なのかっていう感じで、あと2つか3つか4つぐ

らいに分かれていくと思います。そこで聞きたいことなのか、それとも請願なのか、苦情なのか、意見なのかというふうに振り分けていけばいいんじゃないかと思います。

また、そちらのページに今は明記しておりません。先ほど、大体2週間をめぐりにお返しするとおっしゃってましたが、今の大竹市のほうでは、そこは明記されてないんですよね。他市は明記してます。ですから、例えば14日ぐらいをめぐりにお返事をしますとか、今、市長は読んでいますというありがたいお言葉いただいたんですけども、いただいたメールはできる限り市長が読んでおりますとか、そういったことも書いてあれば市民の意見を大事に扱っているということが伝わってくると思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

先ほど聞き忘れたんですけど、教育長、請願については前向きに検討していただけるということで提案させていただいてよかったなと思ったんですけども、ぜひ誠意ある対応ができるような規程にさせていただければと思います。

あと、御答弁の中になかったんですけど、議事録についてお考えをちょっと聞きたいと思います。

教育委員会の議事録には、発言者の名前が載ってないんですよね。ほかは全部載ってます。原則公開で行われている会議ですので、議事録のほうにも名称をぜひ記載していただきたいと思います。そこら辺についてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

それと、もう1点、開示方法についてお尋ねいたします。

統一性のない課題だというふうに受けとめていただいているようです。ぜひ改善していただきたいと思いますが、情報開示のコーナーの場所について提案させていただきます。

以前、同僚議員から、場所を移動したことについて質疑があったと記憶しております。私も今の場所は落ちつかないのと目立たないということで素通りしてしまいます、申しわけありません。このところをもっと人が行きやすい場所、例えば図書館のほうに移動するとか、新たにもう一つ、図書館につくりませんか。

図書館というのは、日常的に人が集まる公共施設です。年間利用者は、平成29年度で総合市民会館の6万5,412人、これは市政のあらましを参考にしましたが、6万5,412人に次ぐ数で3万5,856人です。栄公民館は1万3,332人、玖波公民館が2万715人、この数と比較すると、その集客力に驚きを隠せません。しかも図書館には、落ちついて本を読む環境が整っています。図書館の中に市役所と同様に、情報開示の機能を持ったスペースをつくられたらいかがでしょうか。

既に図書館には郷土資料コーナーがありまして、ここに幾らかの情報はございますが、ここを少し広くして市の情報の開示に合わせ、郷土の調べ物などができるコーナーにしたら、図書館らしさが出ると思います。

また、今後考えておられる第6次大竹市総合計画を作成の際にも、情報の開示とともに市民の皆様の御意見をいただく場としても活用できるのではないのでしょうか。情報開示コーナーの活用のために、図書館のお力をかしていただければと思います。もし御答弁いただけるよであつたらお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） まず、市が実施しております審議会等の会議、こういったものの記録のとり方であるとか、そういったことについてお答えいたします。これは全体的な話ということで聞いてください。

会議で非公開ということが定めてあるもの以外、それにつきましては、特に附属機関の設置に関する条例等で定めをしておりません。それでどのようにしているかといいますと、事務の標準化のマニュアルの中で、会議の公開・非公開、それと記録のとり方、これについては、会議の最初に協議をしてくださいというふうにしております。そのため、その委員さんの中で決めますので、ばらばらであるというのが実態となっております。基本、公開しているものについては、委員さんもいいですよって言われることも多いんですが、名前まではねと言われる方もありますので、ここについて統一ができてないというのはそういったことからなっております。

次に、図書館に情報公開コーナーを設置してはどうかというお話です。

情報公開コーナーは、行政文書を公開し、市政資料を提供する場です。利用に際しては、静粛にし、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと、また飲食をしないことということが定められており、これは図書館の利用の仕方というのと類似しておりますので、可能性については大いに認めるところでございます。

ただ、図書館にコーナーを設けるのがいいのかと考えますと、市役所にあるものをなくしてとなると、やっぱり両方に距離的な差がございます。大分遠いということになりますので、まず本庁舎にあるコーナーは残して、今議員さんが言われたように、図書館の中の大竹市のコーナーにも閲覧できる場所ということで、情報公開コーナーにある行政文書など同じものを整備するという、こういった形でなら取り組めるのではないかと考えますので、規程等もございまして、この改正も含めて、生涯学習課と検討していきたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 教育長。

○教育長（大石 泰） 最初の教育委員会の会議録に発言した委員の氏名を掲載すべきではないかというお問い合わせですが、議事録への記載事項については、教育委員会の会議規程の12条に規定しておりますが、そこでは発言委員の氏名は記載事項とはなっていません。教育委員会は御承知のとおり、合議制の執行機関でございます。意思決定について、合議によるものであって、委員個人がどのように発言したかというよりは、やはりどのような議論を経て、教育委員会としてどう決定したかということが重要だというふうに思っています。したがって、現時点では、こういうことを踏まえて、発言した委員の氏名を公開する必要はないと思っておりますが、他市町との状況を調査し、大竹市にとってどのような形が最も望ましいのか、検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 議事録への名称についてですが、会議規程の中にはないので記載してはならないということに、私はそうは受けとめておりません。それと合議機関なのでおっしゃいましたが、市議会も合議機関でございます。そういう意味では、それぞれの委員の

皆様が責任感を持って発言されていることですので、公開することにおいてはそれほど支障はないのではないかと私は思っておりますが、今お話があったように、教育委員会の中でしっかりと前向きに検討していただければと思いますので、お願いいたします。

図書館に情報開示のコーナーはいかがということですが、図書館サイドには図書館サイドの現場の思いとか現場の知恵があると思いますので、そちらのほうとしっかりと知恵を絞って、より活用していただけるように工夫していただければ、図書館は土日もあいておりますので見ていただける方がふえるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。最後、要望になりましたが、以上、お願いします。

最後、まとめとさせていただきます。

今回の質問では、私たちのまち大竹をもっと好きになるための第6次大竹市総合計画の策定について、それと、計画策定までのプロセスから市民とともにあるためには情報の開示、そして市民の声を聞くといった基本を大事にさせていただきたいとの思いで質問をさせていただきました。市と市民の間の風通しをよくするというのは、ガバナンスにおける基本です。とはいえ、実践していくには大変なエネルギーが必要となるでしょう。

行政職員の皆さんは、市民の福祉の向上といったとうい仕事をされておりますが、とうい仕事だから大変だけど我慢してと私がここで言いたいわけではありません。相手を認めていれば、相手もこちらのことを認めてくれます。そしたら、心にしんどい仕事もお互いが満足できる結果を生んでくれるのではないかと思います。そこからお互いの信頼関係も増してくると思います。これは市民と行政の間だけではなく、議員と議員の間、また議員と行政との間でも同じようなことが言えると思います。私ども議会サイドでも心がけたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。きょうはありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、3番、末広和基議員。

〔3番 末広和基議員 登壇〕

○3番（末広和基） 大竹新公会の末広です。初めてのタブレット、完全ペーパーレスの一般質問に挑戦いたしますので、少し手間取りますので、その辺はお許しいただきたいと思っております。

きょうは通告書に基づきまして、3つの質問をさせていただきます。

1つ目として、4年前とこのたびの被災対応の経験を生かし、内水・治水レベルの向上や有効な避難行動に向けての地域自主防災力増強などについて伺います。

2つ目として、テーマは一変しますが、来年度の予算編成過程において、既に発表されております省庁の概算要求と地方自治の予算編成との関係性や活用性について伺います。

3つ目、1と2を強引にくっつけまして、7月の豪雨災害被害内容と当面の被害軽減対策や防災事業について、国や県の施策や仕組みの生かし方を伺います。

それでは、1番目から入らせていただきます。

昨日から同一会派の皆さん同じテーマで、さまざまな角度で7月の豪雨災害についてや情報の共有についての質問をさせていただいておりますが、会派メンバーで、メドレーリレー形式でアンカーを務めさせていただきます。カープさながらのチームワークをごらん

くださいと思います。代表質問よりチーム内での責任が重い気はいたしますが。

去る7月6日夕刻、災害対策本部設置以降の職員の皆様の対応ぶりを拝見しながら、議員として防災対応マニュアルに基づき、地域の被害状況の見回りや避難所の様子などを巡回いたしました。地域の消防団とも情報共有しながら、水路状況の変化や雨水の行き先である小島雨水調整池周辺の初期の状況、水路のスクリーンのごみなどを確認、除去しました。大雨による取水前にはごみは多くありませんが、その後、雨雲が小康状態に入ったため、真夜中ですが休ませてもらい、残念ながら翌7日、2時以降の降雨量最大時間帯を見過ごしてしまいました。元町、本町、白石地区の道路冠水後からしか状況の把握や具体的な対応をなし得なかったことが、自分としては悔やまれてなりません。

その反省を生かすために、その後の降雨時、何回かそれからもございましたけども、継続的な水路の状況把握と写真・動画撮影での記録、水路のスクリーンごみの除去を続けてきました。滞留ごみの内容を把握することなど、みずからの情報把握に加えて、防災メールなどで受信したデータや庁内各所に点在していた豪雨災害関連データなどを聞き込みさせていただきながら、大竹地区雨水排水の内水・治水の実力値を推定し、本来の能力が発揮されているのかという疑問が膨らんでおります。

と申しますのも、昨日、同じチームの賀屋議員からもありましたように、過去30年間の大竹地区時間雨量のベストテン、多くの床下・床上浸水に至る浸水被害につながった回数を調査してみると、同様の降雨が同等の浸水被害には至っておりません。時により浸水状況が異なっています。確かに近来の異常降雨は治水被害にも大きくつながっているようですが、情緒的にはニュースの頻度や情報速度、SNSなどの情報ツールの機能アップによる表現などにも心理的な影響を受けているような気がいたします。全て異常気象のせいだとの思い込みにつながっているのも事実だと感じております。冷静に過去の被害状況をひもとき、流入地域の流出係数の変化などにつながる自然の変化、例えば田んぼや畑が減っております、新築の住宅がふえております、そうしますと、降った雨が下水や水路に流れ込む速度が上がってきております。ある意味じゃ、まちの発展の結果かもしれません。排出設備や施設の経年変化や土砂などの滞留も考察対象とすべきでしょう。

このような中でハード対応として、新町ポンプ場事業や水路幅の拡張などの大きな事業の推進を待つしか本当になすすべはないのでしょうか。というのも、以前から冠水エリアである白石自治会では、地域防災力向上に向けてさまざまな取り組みがなされています。地域ハザードマップを自主制作されています。避難経路のあるべき姿の検討や共有、平時の水路清掃活動の充実や状況の共有、降雨流水時の大きな樹脂のフィルムなど、ごみの中に含まれているものを自治会長のところで共有し、それを地域の皆さんと一緒に勉強するツールとして生かしておられます。

山際の住民の皆さんの避難行為の行動関係や手助けなど、現実的でなお最大効果につなげていこうとの能動性が強まっているようです。この9月22日には担当部署の皆さんをお招きして勉強会も計画されているようです。こうしたソフト的な自主防災活動が、このたびの冠水エリア、関連地域に広がっていけば、平常時・緊急時に合わせた水路周辺の活動により、排水路や下水管の排水能力を本来の実力どおりに発揮させ、分流エリアと合流エ

リアの負の相関による相互被害は軽減できていくのではと感じております。執行部のお考えを伺います。

2つ目に入ります。テーマは一変して財政、特に予算についてです。

来年度予算編成過程、11月から始まりますが、先日の8月末までに発表された各省庁の概算要求の概要と、地方自治の予算編成との関係性や活用性について伺います。

通常、11月ごろからスタートする来年度予算編成過程において、既に発表されている6月、7月の政府の概算要求基準やその基本方針、また8月末に各省庁から発表された概算要求資料の内容などと我が市の中期計画、事業遂行の優先設定判断や来年度への予算編成との関係性や活用性について伺います。

3つ目です。双方の関係が直接ではないですが、2つのテーマを強引に結びつけてみました。

豪雨災害を例にとり、主に大竹地域の道路冠水や浸水の実態と避難行動の現状を中心に、その被害軽減対策や防災事業について、2問目でお聞きした概算要求や、今随分アップされてきております災害対策への補正予算など、上位組織である国や県の施策や仕組みの生かし方を伺いたいと思います。

以上、登壇しての3件の質問を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 初めに、あの豪雨時、私ども災害対策本部の活動状況、また現場の状況を実際に出向かれて調査されましたこと、大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

震災や水害といった最近の悲惨な状況を目にするたびに、万一我がまちで起きたときどうすればいいのか、ほんとに心を悩ます毎日でございます。

国では、もはや想定外、常識外というような言葉を払拭して、百年に一度ではなくて、千年に一度というレベルまで考えるべきだというようなことが言われております。しかし、物理的にそういうことをすることについてはなかなか難しい。では、どのようにやっていくのか。今、過去の経験、過去の実績、いろんなことを参考にしながら、優先的にやるべきことをきちっとやっていけというような御提案かというふうに思います。最善を尽くしていくこと、これからやってまいりたりというふうに思います。御提案ありがとうございます。

それでは、末広議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、内水・治水レベル向上や有効な避難行動などへの、地域自主防災力増強などについてでございます。

市内の浸水被害の防止、軽減対策として、大雨時のデータを活用した例を申し上げます。今回の豪雨での雨水の排水において、これまでの大雨時に蓄積している小島雨水調整池の水位などの情報から、ゲート操作を行うタイミングや複数の排水ポンプを稼働するタイミングをはかるなど、排水ポンプ場の運転管理に活かしています。また、これまでの浸水発生時の排水ポンプ運転などの情報により、事前に雨水調整池の水位を下げておくことなど、

必要に応じて運転操作を見直すためのデータとしても活用しております。

市内で冠水や汚水排水施設の不具合が発生すると、災害対策本部が設置されている場合は、本部からの指示を受けた上下水道部や建設部、各支部の職員が現地を確認し、結果を本部に報告します。その報告により、市全体の被害状況や対応状況が本部で一元管理される体制となっています。

議員御指摘のとおり、各部局からの報告で得られた被災箇所でのさまざまな情報・データは集約し、後の防災・減災対策を検討する上で活かしていかなければなりません。現段階では、具体的な報告をできるまでには至っておりません。すぐに当面の対策に活用できる情報が得られる場合もありますので、災害で集約されたさまざまなデータから必要な情報を収集し、整理を行った上で活用できるよう、蓄積していく仕組みづくりを考えたいと思います。

また、現在持ち得る過去のデータと、このたびの豪雨のデータを照らし合わせ、被害地域の状況を分析し、地域住民の皆様へ発信していく必要もあると考えています。そして、住民の方々の地域防災力の向上や減災対策の浸透、さらには被害に及ぶまでの一步手前の段階で、市民の皆様がみずから動いてくださるような防災意識の向上が非常に重要でございます。今後は、先般認定させていただいた地域防災リーダーや自主防災組織の組織力の向上により、啓発や周知に全力を尽くしていきたいと考えています。

続いて、市の予算編成と国の方針、概算要求などとの関係性や活用性についてでございます。

国の基本方針や各省庁の概算要求は、来年度予算に向けての概略を捉える参考資料として、例年11月に策定しています市の予算編成方針は、地方交付税の額など地方財政計画における一般財源総額の動向に注視しています。また、予算要求に際しましては、関係する省庁の概算要求の内容が、より具体化してくる補助メニューや補正予算の動向に注視しています。

いずれにしましても、予算編成の根本は、本市がどのような事業を行おうとしているかでございます。現在は各省庁からの概算要求が出そろった段階でございます。詳細が不明なものが多い状況ですので、わがまちプランに掲げる重点取り組み方向、特に大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業の実現や防災対策に活用できそうなものがないかという視点で、引き続き動向を注視し、予算編成に反映させていこうと考えています。

最後に、災害の被害軽減対策や防災事業についての国や県の施策の活かし方でございます。

今回の豪雨や昨年夏の九州北部豪雨などを受け、国では水害対策費、土砂災害対策費、地方自治体向けの防災・安全交付金の大幅な拡充が概算要求されております。県においても早速、今回の豪雨災害に関する支援制度の創設等の要望を国に挙げることであり、これらについても引き続き動向を注視し、活用できるものがあれば活用したいと考えています。

以上で、末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番(末広和基) 大変御丁寧な説明、御回答、ありがとうございます。

それでは、1問目についての少し情緒的な話になるかもしれませんが、お許してください。

大竹市のホームページを安心安全という言葉で全体検索をしてみました。352件のデータがヒットします。この安心安全の言葉をしみじみと考察したとき、それぞれに含まれる要素として、自分と他者の割合がどうあるのか、またどうあるべきなのかを熟考してみました。自主防災活動や避難時の心理、情報の収集や提供に際しての要求心理、それぞれの考察です。それは双方の思い、信頼関係を前提に、双方の情報の共有をいかにするかというときに、安全は100%提供されるものだと思ってらっしゃる方に対しては、大変難しい。私は、わかりやすい安全で先に申し上げますが、安全は確かに自分の力だけでは見にくい、ハード的な要素が多分にあります。80%が他者依存、でも100%でなく、20%は自己責任の分がついて回らなきゃいけない。逆に、もし安全の反対である危険を感じたとき、100%依存の人は危険を他責で考えますんで、恐怖じゃなくて怒りを覚えます。自分の中にもその要素があると思える人は恐怖でとまります、恐れでとまります。そんなことをこの前の市民の皆さんのリサーチで感じとりました。

逆に、もう一つ、安心の場合ですね。安心は100%人から提示はできないというのはほとんどの方が思ってるんですが、これは先ほどの自分が8割、安全は他者が8割、逆になる気がします。安心の反対は不安、不安のないことが安心、危険のないことが安全、安心と安全は直接認識できない。ですから、不安のないことを安心というのであれば、8割は自分の心のありよう、だけでも2割は他者依存したいのも人情。他者依存が強い中での不安は不満に変化します。他者依存の強い恐れは怒りに変化します。そういう関係性の中で、いかに信頼関係を構築すべきか。本来であれば、先ほどの細川副議長の質問と順序が逆のほうがよかった気もするんですが、順序はなんせくじ引きですのでしょうがないんですが、安心安全は与えられるべきものか、みずから認めるものか、自他の比率について皆様方にはお答えにくい質問かとは思いますが、要望や意見でも結構です。安心安全における自他の比率は実際どうでしょうか、どう受けとめてらっしゃるでしょうか。お答えできる方がおられればお答えいただきたい。

○議長(児玉朋也) 企画財政課長。

○企画財政課長(三原尚美) 自他ということですが、そこに重きを置いてという回答はちょっと難しいんですが、総合計画をつくるときによく安心と安全というような、ひっくり返って表現されることが多いのですが、安全と安心というのはしっかり分けさせていただきました。安全というほうにつきましては、防災とか防犯、交通安全の対策と救急防災体制の充実ということでハードも含むんですけど、中には皆防災ということ入ってますので、御自分でということももちろん入ってます。生活基盤が整ったまちということに多くのハード事業が行ってますので、多少、自という部分が大きく安全ということにも出ておりますが、こちらでも手を添えるということで、自他半々というか、そのぐらいになっているんじゃないかと、総合計画上ではそのようになっているんじゃないかと思えます。

あと、安心できるまちのほうなんですけど、こちらは福祉の充実と元気な心と体づくりということにしております。これも専ら市民の皆さんの活動というふうに重きを置いており

ます。福祉につきましては、皆さんの幸せということを考えておりますが、たくさんのものを与えるというのが福祉ではございません。皆さんが努力をされて、それでもやっぱり難しいというところに手を添えていくというのが福祉になっておりますので、最低限のものをこちらで御用意をするというのがベースにはあると思います。ただ、それを進めていくのに、市が何もしないというわけにはいきません。それで今、地域の皆さんと一緒にという行政社会の仕組みづくり、市民自治の促進というところが出てくるんですけど、地域福祉というところに重点を置いております。ということで、皆さんの心の持ちようがここはほんと大きなところで、そこを補完できるような形として行政が役割を持っていると、そういうふうに思っております。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 通常、御回答を推定して質問はつくるものなのですが、ここまでの御回答がいただけるとは思っておりませんでした、すばらしい。

少し抽象的な情緒的な話になりましたんで、防災について1つだけ、具体的な質問をさせていただきます。

昨日の賀屋議員の御質問にもありましたように、このたびの7月豪雨災害での雨量、定時時間雨量ではなくて、時間をずらした20分から20分までの1時間、45ミリについて、なぜ本来対応できるはずの合流管エリアが冠水したのかという質問に対して、雨量の話が出てきました。そういう中で、先ほどもお話ありましたけども、東栄の小島雨水調整池の現状が浸水被害の要因分析の中に入るのか入らないのかということ、現地の実態や下水道課に何回もお邪魔して私なりに考察をさせていただいておりますが、あれだけの土砂の堆積やアシの林がほとんど半分埋めとりますけども、合流管排水能力には直接影響を及ぼしていないのでしょうか。ここについて御回答いただければと。

○議長（児玉朋也） 上下水道工務課長。

○上下水道工務課長（中司和彦） 大竹地区の雨水排水が流れてくる小島雨水調整池でございますけども、雨水の流下に伴って、一部雨水調整池の池の底が下がると。また、土砂が堆積をしておるといところがございまして、現時点においては、ポンプ排水能力に影響を与えるような雨水調整池の貯留量が減少しておるとか、ポンプ排水を阻害するような土砂の堆積状況にはなっていないというふうに判断しておるとこなんですけど、小島雨水調整池の現状から雨水調整池上流の浸水軽減策として、小島雨水調整池でとれる対策としてどういったことがあるのかと、どういった方法が効果的であるのかということ、現在のポンプの運転状況とか、ポンプ排水による水位の変動等、これまで運転管理で得られた情報等も参考にしながら、雨水調整池のしゅんせつ等について検証したいというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 解析の最中ということで、過去、小島雨水調整池の件についての先輩先生方の一般質問での質問に対する御回答も全部振り返って読ませていただいております。そのとき、どうしても計画上、当初の50ミリ、49.7ミリの試算がされたときの状況と、論理的に計画上で比較して今の状況は実力値を發揮しているという御回答でとどまって、な

ぜそう言えるのかという論理的な説明が過去ないんですよ。だから、なるほどっていうとこにいかないんですね。それで私、自分が納得しなきゃ済まない性分ですので、何度も雨水調整池の水位の変動、降雨量とポンプの稼働状況の稼働データ、その他を随分お聞きしました。そういう中で1つだけ、ひょっとしたらおっしゃるとおりかなと思えることがありました。それは、合流管ゾーンには、南栄水路から入ってくる水と合流します。下では大井筋の水路から入ってきたもの、立戸周辺から入ってきたもの、全部が小島雨水調整池に入るんですが、ポンプ場のとこですね。合流管が雨水調整池に届くところ、ここのゲートの開け閉めはしっかり、おっしゃったように管理されて排水されておりました。そのときのこちらの水位計、排水時にどう水位が変化したのか、雨水調整池の水位が。それと、一番沖から海へ排水します。あの時間が満潮でしたから閉まってます、ゲートは。全部ポンプの排水力。11時ごろから3台稼働に変わり、夜中に4台稼働に変わり、朝6時には5台稼働に変わってます。そのときの水位の変化が記録に残ってます。その2つのデータが情報の目的のための水位計なもんですから、データがリンクできなかったですね。そのデータをリンクする指標を大変無理をお願いして、ひもといていただきました。そうしますと、池にとっての入り口部分の水位と出口部分の水位が、ポンプの稼働状況や流入水量の変化と一緒にセンチ単位で同時に動いてます。ということは、確かに浅くなっているところある、あしの林も蔓延しとる。でも、マイナス1.6の基準水位からふえていって、ポンプで減した。その連動と一緒に動いてますね。ということは、浅いけども幅がある。あしとはいえ、足元は水が流れている、流速は落ちます。でも、流速の衰えとか阻害する土手があったら、恐らく一緒には動かんだろうと、数センチ単位で連動して動いておりました。これは、ひもとく行為は大変御苦労をおかけしたんですけども、本来であれば自信を持ってここを御説明いただきたいんですが、ほんとに論理的にそうなのかということには至れていません。ただの水位計の連動数値ですから、その部分を私が表現させていただくことで、少し冠水・浸水の原因の要素の1つとして、ゼロではないですが、他に要素を求めるべきかなという気はいたしてます。そういう中で、水路の状況を地域の皆さんと一緒に改善したり、現状で少しでも水路の問題につながらないような活動が地域にあれば、そういうことに寄与いただけるんじゃないかなと思っております。

この質問については最後になります、大竹新公会防災関連チームと自分で勝手に命名しておりますが、アンカーとしてのチームの決意と、それに関して1つお願いがございませぬ。

4年前、このたびの豪雨災害、過去の情報も含めて総括、検証を我がチームとして、テーマとして継続した活動につなげていきたい。検証チームを発足します。そのためのデータや情報開示、共有など、積極的に御協力いただければありがたいと思います。

以上で、防災関連についての質問を終わらせていただきます。

2問目の大竹市の予算編成方針の市長の発表、大体11月初めごろにされるようですが、企画財政課の皆さんは特別ですが、各部署の皆さんが市長の方針を当然のごとく待っておられるような気がします。それが出てから考察するのではなくて、その中に当然織り込まれていくであろう上位組織、つまり国や県の財政政策基本方針や各省庁の概算要求の概要、

また詳細を早くに調査し研究すべきじゃないでしょうか、各部署において。我が市の政策や予算編成過程に反映するために、既存の基本計画にただ準じる来年度予算編成行為に甘んじるのではなくて、みずからの担当部署に適合する可能性の高い上位制度などを提供されるのではなく、みずから学んでいくような職員の育成やその仕組みの確立、ひいては、その道筋への基本的な指針が必要だと考えております。予算編成にかかわる人材を幅広く育成する方針について伺いたいと思います。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 予算編成についてでございます。各省庁から出てきた概算要求、そういったものも気にかけているか、それを積極的に取り入れて予算編成に向いているかということであろうかと思っております。

先ほど市長も申し上げましたとおり、こういったものは国の通知が出たときに大竹市として気にするのは、一般財源がどれだけ確保されるだろうかということなんです。これは各課でも同じで、予算編成のヒアリングしていくときに、一般財源が幾らかということヒアリングをさせていただきます。ということは、ここに載ってくる補助メニュー、新しい補助メニューは何があるだろうか、こういったところを各課が敏感に反応してこそ、自分のところで要求する新しい事業なんかにおける一般財源を落とすことができる、こういった仕組みになっておりますので、各課においても、もちろん各省庁から来る通知というのは気にして予算編成に臨んでいるものと思っております。

もう一つは、予算は11月に方針が出るでしょうというふうに言われました。これ、事実でございます。ただ、その前に実施計画をつくり出すという作業を行っております。実施計画というものは、次年度以降の予算編成の基本となるものということにしておりますので、私たち企画財政課の者、多分全庁挙げてそうだと思うんですけど、実施計画をつくる場所がもう予算編成に入っている、スタートであると思っております。

そこで、まず評価から始めるんですけど、その後に企画系の職員、財政系の職員、両方と各課の職員でヒアリングというものをします。そのときに、またこういった財源があるんじゃないのかとか、こういったことも話をさせていただきますので、だんだんそういう部分を見ながら、予算編成、予算の要求に行くまでにそういったやりとりをします。予算が出た後もまたヒアリングをします。そういったことを繰り返しますので、各課の職員も国の予算を間接的に、直接的にももちろんありますが、間接的に知っていく、そういった仕組みはできているものと思っております。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基） 大変優秀な課長をお持ちの部長や副市長は、手を挙げなくてよくていいですね。

人材育成は、課長ではできないんですよ。人をどう育てるかは、もっとトップ層の話だと思います。これは先ほどの防災関連にもつながるんですが、各課の皆さんは災害対策本部において大変たくさんの方の仕事をしてらっしゃる、当日は違う職種で動いている、そのときに現場の実態に対する市民の苦情や我々に対応する暇はございません。夜を徹してやってらっしゃいます。各部署がリアルタイムに入手した情報は、最終的に危機管理監とのと

ころに集まりますが、それを統合する仕組みがない。その仕組みを先ほどの市長のお答えの中に少し織り込んでいただいているんですが、これはやっぱり副市長や総務部長のポジションの役割のような気がします。データが散らばってます、あちらこちらに集まってます、けども、データとデータのリンクがなされてない。データは、ただの数字です。先ほどの水位も一緒です。こっちのデータとこっちのデータがつながってなかった。データとデータ、床下浸水の戸数と消毒をした戸数や住所のリンク、その他の個別データがあります。そのリンクがなされてない。データとデータをつなげば、以前にもお話したことはあるかもしれませんが、情報に切りかわります。データは無味乾燥です。生かすためにリンクして、考察して、フィードバックをなし得て、初めて市民の皆さんの情念に応える情報として生まれ変わります。その統合システムの部分の考察をお願いしたいと思います。

あと5分になりましたんで、最後の質問にさせていただきますが、防災対策というテーマと財政テーマの質問を組み合わせる質問させていただきましたけども、現場の皆さん、大変知恵を持ってらっしゃる、経験持ってらっしゃる、情報を持ってらっしゃる、データ持ってらっしゃる。やるべき事業、やりたい事業を夢に見るぐらいの情熱を持ってらっしゃる方もおられる。けども、その情熱が具現化できないような仕組みになっている気がするんですよ。いろんな縦割り行政の弊害とか、情報が1カ所に集約されて、統括的なフォローをいただけるような仕組みがないとか、そういう意味で、よく予算編成の際にはゼロベースで見直すとか、スクラップ・アンド・ビルドなんていうんですけども、それじゃあスクラップ・アンド・ビルドじゃないと思う。先にビルドのイメージ、夢がある。それでどこを合理的に予算編成上カットして、その弊害も自分で埋め合わせるでと。だからこの事業をやりたいんだと、やらせてほしいんじゃないというような職員さんの育成につながるような仕組み、今感じないんですよ。ぜひとも、こういう指導力や仕組みづくりをお願いして、質問を終わりたいと思います。もし、そのことに対して御意見いただければありがたいです。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） ありがとうございます。切磋琢磨して、もっともっと頑張れよと、副市長、おまえらは何をしとるんだと激励を受けたような気持ちになっております。

本来、仕事をボトムアップですか、トップダウンですか、いろいろ考え方があると思います。トップダウンでやるときは緊急性のあるとき、そうでないときにはボトムアップ、いろいろなことを話を聞いて、皆さんの意見を聞いてやるのが仕事だと思っております。

また、公務員といえど、しよせん私どもも人間、感情がある動物でございます。その中で人間関係を、お互いの信頼関係をどう築いていくか、それは日々の会話につながるものだと思っております。それはスマートフォンでも何でもできますが、日々の会話でございます。その中でも信頼関係をつくっていきたくて考えております。

私といたしましては、職員との会話の時間をもっともっと大きく持って、これからも活動していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○3番（末広和基）・・・質問だったかもしれませんが、思いのほどお伺いできました。きょうはありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 以上で、一般質問を終結いたします。
議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時30分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3

#### 報告第5号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

○議長（児玉朋也） 日程第3、報告第5号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 坪浦伸泰 登壇]

○建設部長（坪浦伸泰） 報告第5号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、北栄5番地先の市道立戸5号線で発生しました物損事故に関する損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年7月6日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、御報告するものでございます。

事故による相手方の損害額は2万1,006円でございます。市の過失を4割といたしまして、損害賠償の額は8,402円で、その内容は解決金でございます。債権者はお手元の資料の方であり、市の道路管理に瑕疵があったため、損害賠償の責任を負うものでございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。

平成30年5月30日、午後11時20分ごろ、北栄5番地先の市道立戸5号線におきまして、バイクを運転していた際に、アスファルトが剥離した箇所を通行した衝撃で後輪のホイールを損傷し、タイヤの空気漏れを起こしたものでございます。

次に、過失割合について御説明いたします。

債権者にも通行に際しての注意義務がありますので、過失の判例を参考に、市の過失が4割、相手方の過失を6割としたものでございます。

なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会から全額補填されるものでございます。また事故の原因部につきましては、事故直後に修繕しております。

本件につきましては、本市の道路管理の瑕疵により事故が発生したことにつきまして、深く反省しているところでございます。今後は事故の未然防止のため、パトロールの強化、管理の徹底を図り、万全を期す所存でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第5号についての説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第6〔一括上程〕

認 第 2 号 平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第51号 平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第52号 平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（児玉朋也） 日程第4、認第2号平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから日程第6、議案第52号平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 高津浩二 登壇〕

○上下水道局長（高津浩二） それでは、認第2号、議案第51号及び議案第52号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第2号平成29年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてでございます。

工業用水道事業につきましては、旧第2期工業用水道事業の企業債償還利息や減価償却費が収支を大きく圧迫しておりますが、経費の節減等健全経営に努め、平成29年度も黒字決算となりました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間の有収水量は1,001万3,897立方メートルで、前年度から42万5,445立方メートル増加しております。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入支出差し引き5,618万5,795円の純利益となりました。

これに平成28年度からの繰越欠損金を加算しますと、平成29年度末の未処理欠損金は3億4,862万3,676円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入支出差し引き2億8,710万7,477円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63万9,698円、過年度分損益勘定留保資金1億6,635万3,738円、当年度分損益勘定留保資金1億2,011万4,041円で補填をしております。

続きまして、議案第51号平成29年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分についてでございます。

平成29年度の水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は5億2,624万7,301円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書8ページ、剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち減債積立金に1,090万、建設改良積立金に5,420万をそれぞれ積み立て、平成26年度から適用している改正後の地方公営企業会計制度により生じた剰余金増加額3億8,500万1,285円を資本金に組み入れるものでございます。

次に、決算の概要についてでございます。

水道事業につきましては、給水人口の減少などにより年々使用水量が減少し、あわせて料金収入も減少しております。

こうした中で、安全で良質な水の安定供給を図りながら、引き続き経費の節減等に努めた結果、平成29年度も利益を計上することができました。

事業の概要でございます。

給水状況でございますが、年間有収水量は328万4,725立方メートルで、前年度から1万8,172立方メートル減少をしております。

次に、建設改良事業ですが、総額で1億573万9,180円を支出いたしました。

主な事業としましては、西栄三丁目、南栄三丁目地内配水管改良工事が2,403万4,320円、防鹿水源地遠方監視装置更新工事が2,323万7,280円などでございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入支出差し引き1億835万253円の純利益となりました。これに平成28年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、平成29年度末の当年度未処分利益剰余金は5億2,624万7,301円となっております。

次に、資本的収支でございますが、収入支出差し引き1億888万8,543円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額579万7,813円、過年度分損益勘定留保資金1億309万730円で補填をしております。

続きまして、議案第52号平成29年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきましてですが、平成29年度の公共下水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は3億9,069万6,831円となりました。この剰余金につきまして、先ほどの水道事業会計と同様に、別冊の決算書82ページの剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容についてでございますが、未処分利益剰余金のうち減債積立金に1,720万円、建設改良積立金に3,220万円を積み立てるものでございます。

次に、決算の概要でございますが、公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に、

処理区域内人口の減少等によって使用水量の減少で使用料収入が年々減少しております。

こうした中、下水処理場の包括的民間委託など、引き続き経営の合理化に努め、平成29年度も利益を計上することができております。

事業の概要でございます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は741万3,506立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は295万781立方メートルで、前年度から8,576立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で5億880万8,181円を支出いたしました。

主な事業としましては、平成28年度からの事業であります大竹下水処理場汚泥処理棟機械設備改築更新工事及び大竹下水処理場汚泥処理棟電気設備改築更新工事などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入支出差し引き6,436万8,454円の純利益となっております。

これに平成28年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、平成29年度末の当年度末処分利益剰余金は3億9,069万6,831円となっております。

次に、資本的収支でございますが、収入支出差し引き2億3,061万5,521円の不足が生じておりますが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,388万6,246円、過年度分損益勘定留保資金1億4,909万8,182円、当年度分損益勘定留保資金6,763万1,093円で補填をいたしております。

以上、大変簡単でございますが、認第2号、議案第51号、議案第52号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） この際、監査委員から決算審査意見の説明を求めます。

監査委員。

〔監査委員 薬師寺基夫 登壇〕

○監査委員（薬師寺基夫） 監査委員の薬師寺でございます。それでは、監査委員を代表いたしまして、平成29年度大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計並びに大竹市公共下水道事業会計の決算審査につきまして御説明申し上げます。

決算審査は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、市長から審査に付されたものでございます。平成30年6月5日から7月25日までの期間で行いました。

市長から提出されました3事業の決算書類が、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するために、会計帳簿の点検と証票類の照合、細部にわたっては、関係職員からの説明を聴くなど、通常実施すべき審査手続によりまして審査を行っております。

その結果、決算書、その他財務諸表及び事業報告書は、それぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、関係帳簿と照合審査の結果、その係数は正確であり、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めたものでございます。

それでは、概要につきまして、お手元にございます決算審査意見書及び審査資料により御説明させていただきます。

公営企業会計である3つの会計につきましては、いずれも黒字決算となっております。

まず、水道事業会計の決算内容でございますが、審査資料の38ページないし39ページの資料3と書かれた損益計算書の上の段の水道事業という欄をごらんください。

当年度の総収益は、39ページに示すとおり5億9,236万4,000円で、総費用は、38ページに示すとおり4億8,401万4,000円となっており、差し引きますと1億835万円の純利益が生じております。

これは、前年度と比べ5,293万3,000円増加しております。この主な要因としましては、総収益のうち特別利益が前年度と比べて5,165万4,000円と大幅に増加したことによるものであります。

経営内容については、審査意見書6ページの第5表のとおり、供給単価、いわゆる販売単価は1立米当たり130円23銭で、前年度と比べますと3銭下がりましたが、給水原価は1立米当たり125円80銭で、前年度と比べますと1円26銭上がっております。

なお、今回から水道事業の実質的な給水原価を検証するため、従前、費用の中に算入されておりました工業用水道事業及び公共下水道事業にかかわる他会計負担金相当額を差し引いて、各年度の給水原価を算定することといたしております。その結果、平成27年度まで続いていた販売損の状況は平成28年度からプラスに転じており、今年度は前年度に比べ1円29銭少ないものの、1立米当たりの給水当たり4円43銭の販売益を生じております。

また、給水に係る費用がどの程度、給水収益で賄えているかを示す指標、料金回収率を見ますと103.5%で、前年度より1.1ポイント下がってはおりますが、前年度に続いて100%を超えております。

給水収益は前年度に比べ減少しており、用途別に見ると行政区域内人口及び給水人口の減少に伴い、家事用が継続的に減少傾向にあります。こうした中、料金回収率の5年間の推移を見ると徐々に改善し、前年度からは100%を上回っていることは、これまで経費節減に取り組まれた成果と見受けられます。

次に、工業用水道事業会計の決算内容でございますが、審査資料の38ページないし39ページの資料3、損益計算書の下の段でございますが、工業用水道事業をごらんください。

当年度の総収益は、39ページに示すとおり5億2,178万5,000円で、これに対して総費用は、38ページに示すとおり4億6,559万9,000円で、差し引きますと5,618万6,000円の純利益が生じております。

これは、前年度と比べ1,314万5,000円増加しております。この主な要因は、雑収益の大幅な増加により総収益が前年度と比べますと900万3,000円増加し、総費用のうち営業外費用が前年度と比べ1,334万2,000円減少したことによるものであります。

経営内容につきましては、意見書の15ページ、第12表のとおり、供給単価、いわゆる販売単価は1立米当たり46円76銭で、前年度と比べますと1円93銭下がっております。給水原価は1立米当たり42円20銭で、前年度と比べますと2円18銭下がっております。1立米の給水当たり4円56銭の販売益が生じていることとなります。

また、料金回収率を見ると当年度は110.8%で、前年度と比べますと1.1ポイント上回っております。料金回収率は3年連続で100%を上回っており、給水費用を給水収益で賄えている状態が続いております。

有収水量は前年度と比べ4.4%増加しており、企業活動に支障を来さないよう、安定した給水を確保できていると考えられます。

続きまして、公共下水道事業会計の決算内容でございますが、審査資料の40ページないし41ページの資料4と書かれた損益計算書をごらんください。

当年度の総収益は、41ページに示しましたとおり9億2,101万7,000円に對しまして、総費用は、40ページ示すとおり8億5,664万8,000円で、差し引きますと6,436万8,000円の純利益が生じておりますが、前年度と比べて2,664万6,000円の減少となっております。

この要因は、総収益が3,463万3,000円減少したのに対し、総費用が798万7,000円減少したことによるものであります。

経営内容につきましては、意見書24ページの第19表のとおり、当年度の処理単価、いわゆる営業収益単価は1立米当たり92円90銭、これに對しまして処理原価は1立米当たり85円19銭ですので、1立米の処理当たり7円71銭の収益が生じていることとなりますが、前年度と比較しますと2円減少しております。

前年度と比べ1立米当たりの処理単価が7円81銭、処理原価が9円81銭、それぞれ増加した要因は、総処理水量が減少したことによるものであります。

続きまして、意見書26ページの第21表をごらんください。

経費回収率は109.7%で、前年度を4.8ポイント下回っているものの100%以上であるため、使用料で回収すべき経費を使用料で賄っている状況が続いております。

以上が、大竹市水道事業会計及び大竹市工業用水道事業会計並びに大竹市公共下水道事業会計の審査概要でございます。

冒頭にも申し上げましたとおり、平成29年度は昨年度に引き続き3事業会計とも黒字決算となり、また料金回収率や経費回収率から、料金や使用料で回収すべき経費を全て料金や使用料で賄っている状況にあると考えられますが、共通した課題として、施設、設備の老朽化の問題がございます。詳細は、意見書30ページのむすびに記しましたとおり、水道事業において、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示す指標、管路経年化率はいずれも類似団体の平均値を上回るとともに前年度を上回っており、老朽化が進行しております。これに對し、当該年度内に更新した管路延長の割合を示す指標、管路更新率は当年度は若干上昇したものの、依然として類似団体の平均値に比べますと低く、必要な更新投資が十分に行われていない状況にあると言えます。

公共下水道事業における管渠老朽化率も同様の状況にあり、数値こそ小さいものの、老朽化は進行しつつあります。将来にわたり市民の暮らしに必要な安定的な給水と下水処理を確保していくために、大竹市水道ビジョンに基づく取り組みと下水道長寿命化計画に基づく中長期的な視野に立った施設の延命化に合わせて、老朽化対策を確実に実行していくことが重要であると考えます。

最後になりますが、今後のより安全で安定した事業運営に当たり、各事業の課題をよく

認識し、これら課題の解決に向けての長期的展望を持って一層の企業努力をされ、効率的な経営に取り組んでいただきたいということ、加えまして、老朽化や災害に備えたインフラの強靱化について中長期的な考え方を整理し、現在ある水道ビジョンや下水道長寿命化計画の後に続く具体的な計画を策定し、暮らしに必要不可欠な3事業について、その重要性を市民に広く理解していただけるよう、効果的な周知活動を展開していただきたいということ、この2点を要望しております。

以上、まことに簡単ではございますが、決算審査についての説明といたします。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認第2号から議案第52号に至る3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7

##### 議案第46号 公平委員会委員の選任の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第7、議案第46号公平委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第46号公平委員会委員の選任の同意について、提案理由の説明を申し上げます。

御承知のように公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

この委員のうち、望戸洋志氏が10月29日をもちまして任期満了となります。

望戸氏は、平成22年10月30日から公平委員会委員として、その職務に精励され、経験、人格、識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
議案第46号を採決いたします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、議案第46号は、これに同意することに決しました。  
~~~~~○~~~~~

日程第8

議案第47号 大竹市税条例等の一部改正について

- 議長（児玉朋也） 日程第8、議案第47号大竹市税条例等の一部改正についてを議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。
市民生活部長。

〔市民生活部長 香川晶則 登壇〕

- 市民生活部長（香川晶則） 議案第47号大竹市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の整備を行うため、大竹市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、条例改正の主な内容について御説明させていただきます。

今回の改正内容は、大きく分けて4点ございます。

1点目は、個人市民税に関するもので、個人住民税に関しては、非課税となる所得の限度額を増額するもの及び基礎控除と調整控除について、所得額の上限を設定するものでございます。

2点目は、法人市民税に関するもので、電子申告についての規定追加等を行うものでございます。

3点目は、たばこ税に関するもので、製造たばこの区分に加熱式たばこを加えること及びたばこ税の税率の変更に関するものでございます。

4点目は、固定資産税に関するもので、特定再生可能エネルギー発電施設における課税標準について定めるものでございます。

また、その他関係法令の改正による整備及び引用条項の整備等の必要なものにつきましても、規定の整備を行うものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定、手持品課税に係る市たばこ税に関する規定及び経過措置に関するものを規定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第47号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9～日程第10〔一括上程〕

議案第48号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第49号 大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第9、議案第48号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第10、議案第49号大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 米中和成 登壇〕

○健康福祉部長（米中和成） それでは、議案第48号及び議案49号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第48号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が施行され、この新制度により新たに家庭的保育事業等を市町村による認可事業として、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなりました。

家庭的保育事業等には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業があり、原則3歳未満児を対象としており、さまざまな場所での保育サービスの提供が可能であることから、都市部では待機児童の解消を図り、人口が減少している地域では、子育て支援機能の維持・確保を目指すものでございます。

現時点では、本市に該当する施設はございませんが、このたび、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴いまして、本市の条例におきましても国の基準どおりの内容に改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、待機児童解消をし、保育の受け皿拡大が一段落するま

での緊急的・時限的なものとして、義務の緩和や拡大を主なものとしております。

1点目は、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和として、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合にあつて、一定の要件を満たすときは、保育所等以外の所定の事業者を確保することをもって、代替保育に係る連携施設の確保にかえることができるとするものでございます。

2点目として、家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大として、家庭的保育者の居宅で保育を提供する家庭的保育事業者にあつては、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、市が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を行うことができるとするものでございます。

3点目として、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に係る保育士の数の算定について、保健師または看護師に加え、新たに准看護師についても1人に限り保育士とみなすことができるとするものでございます。

4点目として、家庭的保育所の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理による食事の提供に必要な体制を確保するという規定の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年に延長するものでございます。

5点目に、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足していることに鑑み、当分の間、小規模保育事業所、保育所型事業所内保育事業所における職員の配置基準や資格要件について緩和されたことによる特例規定を追加するものでございます。

最後に、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

続いて、議案第49号大竹市が設置する子育て支援センターの指定管理者に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、大竹市さかえ子育て支援センターの利用実態などから、当該センターの開館時間を変更するものでございます。

改正の内容でございますが、さかえ子育て支援センターの開館時間は、現行の規定では午前10時から午後4時30分までとなっております。そのうち、午前は10時から12時まで、午後は1時から4時30分まで開館しておりましたが、指定管理者であるひまわり福祉会から、当該センターの利用状況の実態については、午前中の利用が多く、午後は食事やお子様の午睡時間と重なっており、昼1時からの利用がほとんどない状況であることから、開館時間の変更の提案がされました。

これを受けまして、昨年4月から、開館時間を利用の多い午前の時間を30分早めて9時30分から12時まで、午後は30分おくらせて1時30分から4時30分までに変更し、試験的に開館してきたところでございますが、このたび正式に現在の実態に即した開館時間に変更するため、本条例を改正するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第48号及び議案第49号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号及び議案第49号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11

議案第50号 宮島競艇施行組合理約の変更について

○議長（児玉朋也） 日程第11、議案第50号宮島競艇施行組合理約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉岡和範 登壇〕

○総務部長（吉岡和範） 議案第50号宮島競艇施行組合理約の変更について御説明を申し上げます。

このたびの規約の変更は、本市と廿日市市で構成する一部事務組合の宮島競艇施行組合で行っておりますモーターボートレース事業につきまして、平成31年4月1日から地方公営企業法の全部を適用するために必要な変更を行うものでございます。

主な変更の内容でございますが、法の全部を適用することに伴いまして、地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合となることから、法律上企業団の名称と呼ばれます。また、管理者も企業長という名称になります。このため組織の名称を宮島ボートレース企業団としております。

構成市でございます本市と廿日市市が直接経営にかかわる基本的な運営体制は継続するため、公営企業管理者は置かず、これまでどおり、企業長に廿日市市長を、副企業長に大竹市長を、理事に両市の副市長を各1名充てることとしております。

また、企業長の職務を補佐させるため、新たに企業長補佐を置くことができることとしております。

規約の変更につきましては、本市と廿日市市、両市の協議によりこれを定める必要がございますが、この協議につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第50号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12～日程第13〔一括上程〕

議案第53号 平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

議案第54号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第12、議案第53号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）及び日程第13、議案第54号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第53号及び議案第54号につきまして、一括してその概要を御説明申し上げます。

初めに、39ページからの議案第53号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）から御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ5億3,067万円を追加し、予算総額を154億8,136万9,000円にするとともに、継続費、繰越明許費及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により47ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、2億4,586万6,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、平成30年7月の西日本豪雨災害に係る他市への職員派遣のための普通旅費を165万9,000円、地方創生事業基金積立金を6,152万5,000円、本庁舎の耐震改修に要する経費を1億6,244万8,000円、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊被害を受けて安全点検を行った結果、早急に対策が必要なブロック塀の改修に係る工事請負費2,023万4,000円を計上するものでございます。

第3款民生費につきましては、375万5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、国民健康保険特別会計繰出金121万5,000円、総合福祉センターの空調機器の改修に係る工事請負費251万円、子供のために使ってほしいとの寄附を受けましたので、立戸の子育て支援センターにベビースケール等の購入のための消耗品3万円を計上するものでございます。

第8款土木費につきましては、市営住宅のブロック塀の改修に係る工事請負費493万3,000円を計上するものでございます。

第10款教育費につきましては、今年度小方小学校に配置された県費負担教職員が昨年度に比べ2名減となり、教職員の負担軽減を図るために非常勤講師の報酬55万9,000円を計上するものでございます。

第11款災害復旧費につきましては、平成30年7月の西日本豪雨災害により災害復旧工事が必要な箇所が多数確認されたため、2億7,555万7,000円を計上するものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

次に、45ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第13款国庫支出金につきましては、4,300万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、いずれも災害復旧に係る国庫補助金を計上するものでございます。

第16款寄附金につきましては、子育て支援寄附金3万円を計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、市営住宅基金繰入金493万3,000円、財政調整基金による財源調整として6,742万3,000円を計上しているものでございます。

第18款繰越金につきましては、前年度決算剰余に係る繰越金として675万9,000円を計上するものでございます。

第19款諸収入につきましては、宮島競艇施行組合からの配分金6,152万5,000円を計上するものでございます。

第20款市債につきましては、3億4,700万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、本庁舎耐震改修事業債1億6,240万円、社会福祉施設整備事業債250万円、農業施設災害復旧事業債4,690万円、林道災害復旧事業債1,800万円、道路橋りょう災害復旧事業債6,870万円、河川災害復旧事業債4,850万円を計上するものでございます。

42ページの第2表、継続費の補正は、本庁舎耐震改修事業につきまして、平成30年度から平成32年度までの3年間で総額9億4,700万円の継続費を設定するものでございます。

同じく42ページの第3表、繰越明許費の補正につきましては、本庁舎耐震改修事業につきまして、継続費に含まれない事業費のうち、年度内に完了する見込みのない経費がありますので、所要の繰越措置をお願いするものでございます。

43ページの第4表、地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債の追加及び変更について計上するものでございます。

以上が、議案第53号平成30年度大竹市一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

続きまして、51ページからの議案第54号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ148万5,000円を追加し、予算総額を32億4,318万1,000円にするものでございます。

内容といたしましては、歳出として国民健康保険県単位化に伴い、国保情報集約システムで行う連携業務等に対して広島県国民健康保険団体連合会に支払う手数料を121万5,000円、国保事業報告システムの改修委託料を27万円計上するものでございます。この財源として、歳入におきまして、県補助金27万円、一般会計繰入金を121万5,000円計上するものでございます。

以上で、議案第53号及び議案第54号の補正予算の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件のうち、議案第53号は総務文教委員会に、議案第54号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14

平成30年陳情第3号 「生涯現役社会を実現する」シルバー人材センターの決意と支援の陳情

○議長（児玉朋也） 日程第14、平成30年陳情第3号「生涯現役社会を実現する」シルバー人材センターの決意と支援の陳情についてを議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成30年陳情第3号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15

##### 平成30年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

○議長（児玉朋也） 日程第15、平成30年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についてを議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成30年請願第1号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16

平成30年請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について

○議長（児玉朋也） 日程第16、平成30年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についてを議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成30年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、9月8日から9月18日までの11日間、休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって9月8日から9月18日までの11日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。本会議終了後、広報広聴特別委員会を第3委員会室で開会する旨、委員長から通知を受けております。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。また、9月10日午前10時から総務文教委員会を、9月11日午前10時から生活環境委員会を、9月12日午前10時から議会運営委員会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、13時から議会改革調査会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長及び会長から通知を受けております。ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

9月19日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

13時50分 散会

(30. 9. 7)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月7日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 田 中 実 穂